

第 1 回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和 7 年 8 月 29 日(金) 9:30～11:30 県庁 3 号館第 2 委員会室

2 出席委員 岸 敏幸 (兵庫県経営者協会専務理事)
中後 和子 (学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)
中川 丈久 (神戸大学大学院法学研究科教授)
馬場 美智子 (兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授)
三宅 康成 (兵庫県立大学環境人間学部教授)
(五十音順)
(オブザーバー)
酒井 隆明 (県市長会会長(丹波篠山市長))
庵濑 典章 (県町村会会長(佐用町長))
※ いずれも代理出席

3 審議の内容

(1) 兵庫県規制改革推進会議設置要綱について

委員長に中川委員、委員長代理に三宅委員を選出

(2) 審議事項

＜令和 7 年度の新たな審議項目＞

① 納入通知書の運用等の見直し

(委員)

6 ページの対応方針で「納期の定めのない歳入」とあるが、どのような意味か。

(所管部局)

例えば契約書や法律で何月何日、毎月何日に支払わなければならないなどの定めがある場合は「納期の定めのある歳入」である。今回の提案にある目的外使用料や占用使用料のようなものは随時の収入として、占用等があったときに収入の原因が発生するもので、これらについては特段法律上の納期限は定められていないので、自治体の任意で歳入に応じて納期を設定する。そのようなものが「納期の定めのない歳入」にあたる。

(委員)

法令等に規定がなく、自治体の裁量で納期が柔軟に設定できる歳入ということと理解した。

(委員)

本件については柔軟に対応を検討するという事で、かといって長すぎても納期を忘れられてしまうので 15 日程度で検討するとのことだがいかがか (→意見なし)。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

② 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し

(委員)

8 ページの注釈で、大阪府において支障がない場合は縮小可と書いてあるが、これはどのように運用しているのか。

(所管部局)

基本的に事業者からどのような作業をしているのか話を聞いて判断しているようである。ただ、下限をどこまで設定しているかまではわからない。

(委員)

対応方針では、個別に一律の基準でないとお互いに申請する側も審査する側も大変であり、かつ公平ではないという理由を挙げられている。しかし、大阪府での取り扱いは異なるようなので、それでうまくいっているのかどうかを知りたい。

(所管部局)

そこまで詳細には教えてもらえていない。

(委員)

大阪府か大阪市か、その例外を認めているのがどちらかわからないが、賃料が高すぎるといった、今回の提案者と同じ理由でそのような運用をしているようにも思える。兵庫県の所管範囲に神戸市のような賃料の高いところは含まれないから、そのような心配もなく、例外を認める必要もないということか。

(所管部局)

兵庫県に関しては、利用定員×3㎡を目安としており、どこまでならいいという明確な基準はないが、話を聞いていると、若干例外を認めているケースも実際にはあり、それも3㎡を目安にしている。

(委員)

それを認めていないからこの提案がでたのではないのか。

(所管部局)

実際は相談に乗っているケースもあり、もしかしたら個別事案において認められなかったケースがあったかもしれないが、そこまではわからない。

(委員)

都市部では賃料が高く、平面のみでは求められる面積が確保できないとあるが、例えば、相談室は2階に、訓練室は1階とするような柔軟な運用はできるのか。階数の制限について教えていただきたい。

(所管部局)

2階建てが不可というような基準は特にない。実際に1階に作業室があつて、2階に

相談室や応接室・事務室があるというケースも存在する。

(委員)

理由づけがあまり十分ではない気がしており、現状もはっきりしない。提案者は例外がないという前提で提案していると思うが、現状例外はあるのかなのか。もし例外があるのであれば、大阪府と同様であり、それを答えればよい。提案者の指摘については対応できるはずということになると思う。

(委員)

話を聞いていると、明確な基準をもち、それを下回ると認められないということではなく、ある程度柔軟性をもたれているということだと思うが、それが事業者などに伝わっていないことが問題ではないか。相談することなく基準を見てダメだと思い込んでいる可能性もある。県として相談は受けるということのようなので、基準を変えるというより、伝え方で少し工夫する余地があるのではないかと感じた。

(委員)

福祉サービスも税金が入るので、きっちりと3㎡というように規定を設けていかないといけない。柔軟な対応はわかるが、認可基準をあまり緩くするのはいかがなものか。

(委員)

基準を緩くしてほしいという意味ではなく、基準は決められているので、これを変更する必要はないと思う。目安なり、設置基準は必要。ただ、一人当たり2.99㎡だったらどうなのかということもあるので、柔軟に何でもよいというわけではなく、多少の相談を受けることが可能なのか、全く余地がないのかは示す必要があると思う。

(委員)

7ページの利用定員×3㎡のあとに最低定員10名とあるが、この10名は法令などで決まっているのか。

(所管部局)

10名以上というのは決まっている。ただ、3㎡というのは、障害福祉サービスの法律上では決まっておらず、介護保険法上の食堂訓練室の基準で利用定員×3㎡という基準があるので、それを用いている。

(委員)

この件は問題が2つあるような気がしている。まず1点目が、そもそも現行はどうなっているか。提案者は、現場では国が示している基準よりも厳しい基準で運用しており、それは基準から外れた運用ではないかということを書いて、現場で兵庫県がやっている指導がずれていないのかという点に疑問がある。まずは、どのような文言を使って説明しているかという点も含めて、現場での指導内容を明確にしていきたい。

もう1点、仮に本来の国基準と県の指導がずれていないとした場合、国基準も含め

て、どこまで例外が認められるかということ。先ほど委員の指摘にもあったが、いい加減ではいけないので、何が例外となるかという例外事由について整理した方がいいのではないかということ。そうすると賃料が高く、物件がないということは例外の理由になりうるのか、本来の基準ではどうなのか。また、作業内容の論点があったが、この作業の場合は3㎡を下回っても大丈夫だということがあるのか。大阪府の運用はおそらく本来の目的である作業をする上で支障がなければよいという意味だと想像する。例外がどのような場合であれば認められるかという点についてできるだけ明確にすることをお願いしたい。もちろん書き切れはしないと思うが、何でもいいわけではないと考える。

(委員)

政令市・中核市の場合は市長が認可するとのことだが、政令市の方が過密なので、兵庫県であれば神戸市は別の基準があるのか、全て兵庫県と同じなのか、大阪府も大阪市等と同じなのか、それらのことについても調べていただきたい。

(所管部局)

政令市・中核市は各市で指定をするので、各市によって基準を設けている。ただ、県内の市町においては、どこの市も利用定員×3㎡になっていると確認している。

(委員)

県だけ見直しすることになったら、次は政令市・中核市の基準見直しの提案が出てくるのではないかと。できれば政令市・中核市でどのように運用しているか、例外をどのように認めているか、どのような文言で指導しているかも含めて情報があつた方がわかりやすいので、大阪府の「支障がない場合」の支障内容を調べることとあわせて、大阪市も含めて統一しているのかどうかも調べて次回報告いただきたい。

《審議を踏まえた対応方針》

現行の指導内容と例外を認めている場合の例外事由及び大阪府市での運用等について整理し、次回会議で報告し再度審議する。

③ 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し

(委員)

実務経験証明書は提出が必要ではないかと考えるが、不要としてほしいと提案された理由や証明書を取るのが手続き的に大変だという背景があれば教えてほしい。

(所管部局)

審査の経験から、例えば、かつて勤めていた事業所が既に廃止をして、会社も存在しないために証明書の発行ができないという相談があつた。そのようなケースが理由の一つと考えている。

(委員)

実務経験証明書は研修を受けるときに出すのか、研修では出さずに自己申告で行うのか。いずれにせよ、研修受講時あるいは指定申請時のどちらかで実務経験証明書でもって確認すべき内容だと思うので、研修を受ける段階で提出を求めているのであれば、提案のように指定申請時には確認が終わっていると扱うなど、整理された方がいいのではないかな。

(所管部局)

各都道府県で研修を行っているが、担当課の障害福祉課からは、基礎研修の申込の際に実務経験証明書の添付は求めているとの回答を得ている。申込をする際に、実務経験年数が5年や8年必要という要件があるが、それを満たしているとのチェックを入れてもらっている。同画面にその要件を満たしていないと受講できませんと書かれているので、そのチェックによって要件を確認している状況。実務経験証明書を確認するのは、実際に任用されている事業所の指定申請や変更届などが出てくる際である。

(委員)

どちらかできちんと確認すべきであり、提案者には、どちらでチェックするのかを整理して示すべきではないかな。

(委員)

原本が提出された場合、県はどこで保管しているのか。結局本人ではなく、事業所が何かの申請をするときに必要なもので、例えば郵便封筒に切手も貼って提出させ、確認が終われば返却するなど、原本は本人が保有しておくべきではないかな。それこそ先ほど説明があったように、長年勤めていると、過去の事業所で取得した原本を使った後に、もう一度証明書を取得する必要がでてきたが、その事業所がないという場合はどうしたらいいのかとなる。県も原本を出してもらってもPDFデータにして原本は返却するとか、そのようなことも考えられてはどうか。

(所管部局)

実務経験証明書の原本については、審査したものについて、事業所ごとにファイルを作り、保管している。実務経験証明書の発行ができない場合、返却依頼があれば、対応することは可能と考えている。かつて不正事案があったことから、基本的に原本で確認することとしたいが、そのような相談等があれば、対応は可能と考えている。

(委員)

原本確認という手続きであれば、返却もイメージができるが、提出となるとまた取り直さなければいけない場面が出てくることになるが、それは他の件など場面場面で提出か確認かが混在していると理解してよいのか。

(所管部局)

原本の確認ではなく、提出をお願いしている。現在、勤務を継続されている方の場合、期間が延びている現状がある。また、いまでも営業されている事業所の場合は再発行も可

能なことから、原本を確認して返すという前提にはなっていない。

(委員)

提案者の主張によると、県は間接的に実務経験を知っているから、わざわざ実務経験証明書を出さなくてもいいのではないかという理屈だと思うが、まずこれについては正しいのか。県では実は探せば情報があるのか、もしくはそのような情報は有していないので、証明書を出してもらわなければならないのか。

(所管部局)

研修を申し込んだ時点では、実務経験証明書の提出はなく、5年以上や8年以上という実務経験要件を満たしていることを申告するかたちになっており、県ではどこでどのような職業で何年間働いたかという情報は有していない。

(委員)

自己申告したという事実は知っているが、それが正しいかどうかはわからないので実務経験の証明が必要ということで理解した。そうするとポイントは写しでいいのかということ。写しがあるということは、原本を持っているということなので、どちらにせよ原本が必要。あとはコピーするか、PDFにするかという作業の差でしか楽にならないように思えるが、写しにしたいという理由は何か。

(事務局)

提案者に確認したところ、郵便でなくともメールで PDF 添付等により送付することができれば、省力化できてよいのではないかという趣旨であった。

(委員)

これは指定申請時の手続きだと認識しているが、指定申請は申請者がまとめてやるのではないのか。個人がそのようにメールが使えて負担が軽くなるという話になるのか。どのような実務の進め方なのか。

(所管部局)

指定申請は事業所・法人が行うことになっているので、法人なり申請者が、書類をとりまとめて提出する。したがって、個人が対応することはなく、申請者である法人等が対応するのが前提である。

(委員)

その申請はメールではなく、紙によるものか。

(所管部局)

書類でいただいている。

(委員)

そうするとメリットはないのではないか。申請者は少し楽になるかもしれないが。

(委員)

それは違うと思う。本人が勤務先から提出を求められている。これから指定を受けるので、実際には勤めることになる先であり、嫌とは言えない。兵庫県では原本を提出する必要があり、返してももらえない。この方が退職したり、他の事業所に移るときに不都合が生じる。私も過去勤務していた職員やその勤務先の施設から、この職員の経験を証明してくださいという依頼を多数受ける。これは依頼された方の施設も少し迷惑。だからこそ、本人が原本を保持して、どこかがそれを偽造ではないと証明するといったことも今後考えられたらと思う。事業所は申請を出したら終わりであるが、本人にとっての不利益はあるのではないか。

(委員)

これは本来の提案ではないが、会議では証明書を出す側の負担もあわせて考え、一緒に検討すればいいのではないか。先ほどは本人が申し出ればということだったが、一律返却することも考えられ、その場合、事業者から本人に返していくことも想定されるかもしれない。特に先ほど所管課が説明したように、事業所が廃止された場合、再発行できない可能性もあるので、そのためにも本人が保持していることが最も合理的かもしれない。検討課題ではないか。そのうえで、申請者と県を考えるならば、やはり実務経験証明書の提出は必要。ところで、過去に偽造があったということは、過去に写しでよかった時期があるということか。

(所管部局)

これまで原則、原本を求めているという状況は変わらない。平成 30 年頃の不正内容が実務経験証明書の偽造ということでは聞いているが、写しとして偽造されたのかというところまではわかりかねる。

(委員)

原本の偽造だとしても、原本を出させる理由にはならないと思うが、原本と写しでは違うのだろうか。

(事務局)

補足になるが、提案者がメールでの提出を二次的な要望として出された背景は、申請者から申請書類を行政書士が集めて代替手続きをするなかで、写しが可能であれば、メール等でのやりとりが可能となる。実務経験証明書をそもそも不要にして欲しいというのも、サービス管理責任者になるような方々は日々多忙であり、そのなかで自分の経歴等を確認しながら作る書類の作成が、負担になっている面があり、不要にできるとありがたいという提案である。それが叶わない場合もメールでやりとりが可能になれば、隙間を見つけて資料提出ができるというのが理由になる。

(委員)

原本が様々な手続きにおいて不要になっており、どの程度原本が必要か、写しでもいいのかの相場感がわからない。偽造はやろうと思えばできる。特に存在しないものの原本の偽造が定石だと思われるので、確認のしようがない。偽造の点は少し横に置いてお

いてもいいかもしれない。

それでは写しでは不可なのかという点はいかがか。おそらく偽造に対する対策は抜き打ちで検査を行い、違反者を挙げるのが最も効果的だと思うが、そのようなこともあり得るとしたうえでいかがか。偽造があったという点は、原本自体を偽造される可能性も高いのであまり理由にならないと思うがどうか。この点は、所管課から直ちに答えは出せないか。

(所管部局)

例えば、原本の実務経験期間を書き加え、それをコピーしたものが提出されるということが考えられるが、そうしたことは原本を提出してもらえれば防げると考える。ただし、そもそも写しでは不可かと言われると即答できかねる。

(委員)

少し大変な作業かもしれないが、悉皆調査は無理だとしても、このような証明類で原本の提出を求めているケースがどの程度あるかを知りたい。デジタル化の動きが一方であるので、その全体の動きのなかで、どの程度のものではあれば必ず原本が必要としているかについて確認いただきたい。例えば、原本が真正なものか確認しきれないような場合は写しでいいということもあるのか。兵庫県としての、あるいは近隣自治体での相場感も含めて、そもそも原本が必要なのかを少し検討いただくというのはいかがか。

(事務局)

いま議論されている関係以外のものについては、事務局の方で状況を確認する。

(委員)

そうすると、本件の今後の議論は、実務経験証明書が写しでもよいかという点に絞ってはいかがか。その前提として、先ほど委員の発言にあったように実務経験証明書は必要であるが、原本は本人が保持しているべきであるという点は、本件の審議過程で出てきた課題であり、一緒に解決すべきであると考える。原本を提出させるのであれば必ず返却するかどうか、そして、そもそも原本ではなく写しでもよいのか。この2点で整理できるかと思うが、いかがか。

(委員)

このような施設は、監査などは受けられるのか。

(所管部局)

事業所については、県民局から何年かに一度、運営指導で立入検査をしており、その他不正が疑われる場合には監査に入ることがある。

(委員)

何年かに一度であれば、その際の確認では抜け落ちる場合もありうるか。

(委員)

例えば、実務経験証明書の原本は2箇所ですったりはできないのか。週の前半はAという事業所で、後半はBという事業所で勤めている場合など。もし1箇所ですき使えないのであれば、その事業所が営業している間は事業者が原本を保管して、その方が辞めたら返さなければいけないこととし、立入検査時に原本確認を行うが、指定申請の段階では写しでよいとすることはできるかもしれない。そのような選択肢も含めて、どの時点でどこまで原本が必要で、誰が保持しておくべきなのかという検討はできそうか。

(所管部局)

実務経験証明書等は本庁で保管しており、そこで確認をしていることから、通常運営指導時にはその内容まで確認していない。運営指導時に確認していくことは可能だと思われるが、これまでそうしたことがないので、検討が必要だと考えている。

(委員)

どこまでのものが必要か、一度検討いただきたい。

《審議を踏まえた対応方針》

実務経験証明書の原本の取り扱い（写しの可否・返却の是非）や本県や近隣府県における原本を求める書類の実態について整理し、次回会議で報告し再度審議する。

④ 化粧品製造業許可申請における構造設備の基準の明確化

(委員)

国の基準以上のことを設けることは基本的に難しいと思うが、この構造設備の整備に係るガイドラインやマニュアルのようなもので、国や県、あるいは業界で出されているものはないのか。カーペットは不可というところまで書いて欲しいというのは、このような設備はこのようなものである必要があるというように、業界内で共有される情報やガイドラインがあるように推測するがいかがか。

(所管部局)

国にも審査基準など作成しないのかということを確認しているが、総務省が示す行政手続法事務取扱ガイドラインでは、許認可の性質上個々の申請について、個別具体的な判断をせざるを得ないものである場合には定めることを要しないとの記載があり、このような製造業の許可についても、製造する品目の特性、液剤、粉、固形状のものなのか、製造工程や製造管理、品質管理の手順などを鑑みて個別に判断していることから、そのような基準は作成しないとされており、業界においてもそのようなガイドラインは作成されていないと認識している。

(委員)

事例ならば出せるということについての確認だが、法定受託事務であるから県が独自に審査基準を作ってはいけないということか。

(所管部局)

そのとおり。

(委員)

法定受託事務あっても、県で解釈した審査基準をつくることはできるのではないか。それが違うとなれば、国として介入ができるということで理解しているが。

(所管部局)

県が独自に作るとなると難しいと考えている。

(委員)

独自という意味合いが少し曖昧であるが、法令がある以上、それが法定受託事務であろうが自治事務であろうが、法令に反するものは作れないけれども、法令の範囲内で、法令の内容がはっきりしないものを具体的にすることは、法定受託事務であっても当然できるのではないか。

(所管部局)

先ほどの繰り返しになるが、国へも審査基準の話は確認したが、総務省から出されている行政手続法の事務取扱ガイドラインにおいて、許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであれば、審査基準を定めることを要しないというような記載があり、製造業についても、製造する品目の特性や製造工程、製造管理・品質管理の手順などを見て個別に判断するので、国は審査基準を作成しないと聞いている。

(委員)

2つのことを言っているようだ。1点目は法定受託事務だから審査基準はつくれないということ。2点目は法定受託事務かどうかに関係なく、およそ個別的な判断が必要だから審査基準をつくらないということ。2点目は当然のことであり、個別判断である以上、審査基準の作りようがないということを総務省も言っていると思われる。問題は法定受託事務であろうが自治事務であろうが、実際に県で審査事務を行っている以上、自分たちが使っている基準を審査基準として示せるはずだと理解しているので、その認識は誤りではないか。

次に審査基準が示せるとした場合に、今回のこの指導例において、カーペットが不可だということは個別具体的に判断しないといけないものか、原則不可といえるものかによって違ってくると思っており、原則不可と言えるのであれば、そのように書けばいいと思うし、それが法令に反しているのであれば、この指導は法令に反した指導ということになる。

(委員)

カーペットの基準について、ふかふかのカーペットがまず想像されるが、内装業者や建築業者が扱うもので、タイルカーペットを敷き詰めるクッションフロアのようなものもある。それをカーペットととらえるのかどうか。そのようなものを「タイルカーペ

ット」と記載したがために、実際にはビニールのような材質であったとしても認められないということがあり、今後そのような誤解を生まないようにという提案だと思っている。内装業者等が材質はこれでいいかと県へ聞きに行くようなことはあまりないと思われるので、この基準の「準ずる」という部分をもって問題ないと判断し、準備を進めてしまった事例があったのではないかと推測している。

(委員)

もちろん個別具体的に判断するという点は最終的に残ると思うが、原則はタイルカーペットならいいが毛のある素材は不可であるとか、カーペットがなぜ不可かという点について、このような観点から不可だということは記載できないものか。

(所管部局)

カーペットの場合は、清掃の妨げになり、異物や虫の混入の原因になる。それが容器の破損や汚れにつながったり、アレルギーを確認するための表示が見えないなどのリスクがあるので、基本的には避けていただいている。ただし、カーペットだから一律に不可としているわけではなく、毛足の長さや取り扱う製品の内容・製造工程・清掃の手順など、様々な面を考慮して判断していることから、一律に記載することは難しいものと思っている。

(委員)

タイルカーペットは毛足が短くてもカーペットなので例として不適切だった。ビニールのような材質のタイルを敷き詰めるものや、長尺で引いていくようなものを何々カーペットと呼ぶ気がしたので、そのようなものの取り扱いが勘違いにつながったのではないかと感じた。

(所管部局)

つるつるした素材のことを言われているものと推測するが、例えばそのようなカーペットを、このような施設に使う場合、どこかテナントの1室など比較的な小規模なところになるかと思うので、そのような場合にはフロアシートのようなものを敷くことでも可としており、全く不可としているわけではない。

(委員)

改善事例を申請手引に記載するという事は、それ自体が審査基準を出しているということになると思う。先例集でも審査基準としてはかまわない。むしろ最もいい審査基準が先例集になるので、積極的に記載していることにはなると思う。冒頭の独自という言葉の解釈にもよるかもしれないが、独自に記載することは困難と言いながら、先例集を記載するという事は少し矛盾している気もする。このような趣旨でカーペットは禁止しており、実際にこのような事例があるというように書くというのであれば、それは審査基準を出していることになると思う。対応方針に記載している理由の書きぶりはともかく、提案への回答としてはこれでよいと思う。本件の対応としてはこれでよろしいか（→意見なし）。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

ただし、「法定受託事務であることから県が独自に判断基準を示すことは困難であり、代案として改善事例を示す」という整理は適切ではないことに留意すること。

(実質的に提案者の求める内容が示されることから、対応内容自体には異議なし)

⑤ 農作物栽培高度化施設の設置基準の明確化

(委員)

いまスマート農業などで様々な施設が必要になるなかで、チラーやキュービクル等を設置しようとする、現状農作物栽培高度化施設としては原則認めていないという理解でよいか。

(所管部局)

チラーなどは環境制御型ということで、温室内に置かれているものであれば基本的には認めている。しかし、温室外に設置されるものは、「その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となりえると認められないこと」という要件を勘案し、その配置状況や利用状況などから認めるか否かの判断をすることになる。

(委員)

そうすると単体では農業に関係のない施設はおそらく世の中に多数あって、それを農業用に転用している事例も多くあるので、その基準として、温室内に置くか、外に置くかによって扱いが異なるという理解でよいか。

(所管部局)

一例ということで、温室内外と説明したが、温室内にあり、一体のものとして区分できないものについては、基本的に認めている。

(委員)

温室外にある場合でも、一体として考えられる場合は排除されないということか。

(所管部局)

そのとおりであるが、外の場合は厳しくチェックすることになる。

(委員)

いずれにしても、例えば農業用施設用地として、農地転用しなくてもいいような施設、つまり農地として認められているようなものについて、資料にも農業生産活動に必要不可欠となる施設の例が書かれてあるが、ここにチラーなども含まれると理解していいということか。

(所管部局)

基本的には農業用施設で、特に通知の中で事例として挙げられているものは更衣室

やトイレ、事務所などになるが、同じく耕作の用に供するものとして扱えると考えている。

(委員)

提案内容の最後がよくわからないのだが、農業に関するものは営農に資するかどうか明瞭に直結しているので、あまり議論の余地はないと思っている。どこにあつて、どのようなかたちをしていても農業に資するものであればよく、そうでなければ他用途・他目的に使う可能性があるので不可となり、難しい趣旨ではないと思うが違うのか。

(委員)

私も農業用や栽培用にしか使わないのだから、柔軟に解釈しなくても当たり前解釈だというように感じるが、そうではないのか。

(所管部局)

あくまでも農作物栽培高度化施設は、専ら農作物の栽培の用に供するものとされている。それとは別に、農業用施設用地の区分もあり、これは先ほどの繰り返しになるがトイレや事務所など、耕作の用に供するものがあたる。提案者はすべての施設を高度化施設として認められるよう取り扱ってほしいと提案しているが、高度化施設はあくまでも農作物の栽培の用に供するという点に限定される。このことから、一律で柔軟に対応するのは難しいとして対応方針を整理している。

(委員)

提案内容に「単体では農業に関係のない施設を設置する場合」とあるが、この意味がよくわからない。栽培の高度化とは関係ない用途にチラーやキュービクル、コンピューター室を使うケースもあるので、それも一緒に高度化施設にしてほしいという提案か。

(所管部局)

農業に関係ない施設は当然認められないが、高度化施設とチラーやキュービクル、コンピューター室を併存させ、1つのものとして建てるときに、その判断をすべて高度化施設として取り扱えるよう柔軟な対応をしてほしいという提案だと考えている。

(委員)

14 ページの注釈が高度化施設用地と農業用施設の違いだと思うが、高度化施設は床がコンクリート敷で、思い浮かんだのはいちご狩りである。最近、路地のいちご狩りはなくなり、コンクリート上で行っている。ほかにはトマトの水耕栽培なども高度化施設だと思う。一方、照射を太陽ではなく電気を当てるとなれば、キュービクル等が必要になると思うが、温室内に設置することはまず無理だと思われるし、コンクリートの地続きでキュービクルまで建てられるかということ、土地の関係でできない場合もある。ただ、温室のために供するキュービクルなので、そこまで遠くに作られることもなく、施設の近くにあるわけだから高度化施設として認めてほしい。あるいは、農機具などで温室内に置ければよいが、隣接した場所に小屋を作るような場合でも、この高度化施設の

ためのものだから、高度化施設として認めてほしいということではないか。いまは農業用施設として認められているので、そこを見直してほしいということではないか。

(所管部局)

提案者の提案はそのような趣旨だと理解している。

(委員)

それではなぜ認めないのか。先ほどからその話をされていて、そうではないという趣旨で説明されたように思うが。なぜ温室の内か外かが重要なのか。機能の問題だと思うが。

(所管部局)

機能面で適合していればすべて認めるということではなく、独立して他用途への利用又は取引の対象となりえるのかどうかという点で、配置状況などを考慮して判断していく必要がある。

(委員)

温室内でも他用途にしようと思えばできてしまうのではないか。

(委員)

高度化施設か普通の農地かで税金面など、なにか違ってくるのか。

(所管部局)

高度化施設用地であれば農地になるので、固定資産税が農地扱いになるが、一方で、高度化施設用地として認められない場合は、農地扱いではなく転用扱いになり、建物の底地扱いとなる。

(委員)

例えば学校の場合、校地は何があろうと全て校地として認められ、税金もその扱いになる。例えばキュービクルの外側に塀を作って、温室の周辺一帯に塀を作るのであれば認めるといったことはできないか。その施設以外へ電力を送ったり、キュービクルを違う施設でも使ったりなどの実態があれば不可であるが、この高度化施設のみに使っているという証明ができれば、高度化施設として認めることはできないのか。逆に農業用施設として認めるとか、そのような方法はないのか。

(所管部局)

キュービクルが温室外にある部分についても農業用施設用地として認める取り扱いが可能と考えている。しかしながら、農作物栽培高度化施設の制度は農林水産省が平成30年から設けた制度になるが、先ほどの税金の観点などもあって、かなり限定的に扱ってきており、国から新たに出た通知もそのような趣旨で出されていることから、農業用施設用地に該当するか否かを判断して対応するものと考えている。

(委員)

要するに附帯設備が高度化施設用地と認められる範囲の認定が問題である。キュービクルなどが温室外にあるとした場合、そこは元農地であるということが前提だと思う。温室外の農地にキュービクルがあつて、キュービクルがその高度化施設のためだけに専ら使われていることが確認できれば、それは届出でいいという理解でよいか。

(所管部局)

そのとおり。

(委員)

農林水産省が示した判断基準のうち、独立して他用途への利用が不可だということはわかるが、取引の対象となりえるかどうかという点はどのような趣旨か。

(所管部局)

例えばその部分だけ農地転用して売却し処分することができてしまう可能性がありえる部分については基本的に認められないということである。

(委員)

温室内であればさすがにそこだけ切りとるのが難しく、外側であれば切り取りが可能だろうと、そのような理解でよいか。

(所管部局)

そのとおり。

(委員)

それでは外側はどのような場合でも不可ということか。それとも専ら農作物の栽培のために使っていれば認められるのか。

(所管部局)

チラーのような温度管理システムの室外機のようなもので、温室のすぐ横に設置されているなどのケースであれば一体として判断できると思うが、キュービクルが遠くに設置されているケースなどは難しいと考えている。

(委員)

機能的に専ら農作物の栽培に使っていてもか。専らの説明が難しいということか。

(所管部局)

機能的に合致しても、独立した取引対象になりえるかという要件に引っかかるものとする。

(委員)

おそらく農転してしまうと、一般の方に売れるようになるので、そのような思惑を下

げるためという面もあると思う。どちらかという、本来きちんと事業をする場合と異なる思惑が働くことを避ける面があると考えてよい。

(所管部局)

まさにご指摘の意図もあって、農林水産省もある程度限定的に認めることとしている。

(委員)

そうすると本件の対応方針はこれでよい。(→意見なし)。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

- ⑥ 経営事項審査における健康保険確認対象者等の見直し
- ⑦ 経営事項審査における保有する建設機械の対象範囲の拡大
- ⑧ 自動車検査証の電子化に伴う経営事項審査添付書類の見直し

(委員)

⑥、⑦は見直しを検討する、⑧は国の対応方針を待つとのことであるが、こちらについてはこの回答でよろしい。(→意見なし)。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

- ⑨ 建設工事の入札参加資格審査申請における営業所登録の見直し

(委員)

営業所は法人格を別途有しているとの認識でよい。

(所管部局)

営業所が法人格を有していることはまずないと考えている。

(委員)

営業所も建設業の許可はとれるのか。

(所管部局)

建設業許可については、本社が有するほかに、本社は建設業法上主たる営業所と呼ぶが、それとは別に従たる営業所として許可を得ることができる。その場合、従たる営業所は契約権限を本社から受けるという前提において営業所の許可を出している。

(委員)

許可の申請者は誰になるか。

(所管部局)

企業は一体との考えから、許可申請者はあくまで本社となる。

(委員)

この 19 ページの表にある本社が A 工事業と B 工事業の許可をとって、営業所が A 工事業と C 工事業の許可を取得するということはありえないのではないか。先ほどの説明だと、企業が一体として許可を有するものであれば、営業所と本社が分離するということは起きえず、営業所単独で入札参加資格申請を行うこともないのではないか。入札するとなると契約単位になり、法人でなければならないので、すべて本社を通じた関係になるのではないか。あくまで内部的に担当するのが営業所ということではないか。

(所管部局)

建設業許可については、営業所において、その許可工種にかかる国家資格など、その工事の施工能力があると認められれば、営業所単位で建設業許可を受けることができる。

(委員)

営業所が許可の申請者となれるのか。

(所管部局)

申請者はあくまで会社としての本社になるが、本社もしくは営業所が各々建設業を営むに必要な要件として、施工管理技術者など施工能力が担保できる国家資格を有する人材等を適切に配置し、事務所として運営できる状況であれば許可される。

(委員)

本社に対する許可であるが、許可の具体的な内容がさらに分かれていて、このような種類の工事であれば何々営業所ならやってよいという意味において、本社に許可されていると理解すればよい。

(所管部局)

細かく言うと、本社の欄に一般土木や建築などの許可工種があり、その下に何々支社というかたちで、従たる営業所にも一般土木や建築など求める許可工種が記載でき、各々に対して建設業許可が付与される。

(委員)

そうすると営業所が入札参加資格申請をしたとしても、それは本社が申請しているが、実際の工事は、本社がこの営業所にさせるという意味において入札参加資格申請をしているとの認識でよい。

(所管部局)

その認識でよい。

(委員)

19 ページの表の例で、本社は A 工事業と B 工事業を有しており、営業所は A 工事業と C 工事業を有しているという前提でいくと、A 工事業と B 工事業は本社で入札参加申請することができ、営業所も A 工事業の許可を有しているので A 工事業の申請ができる。しかし、本社で A 工事業と B 工事業を申請して、営業所で A 工事業と C 工事業を申請するというのは不可という理解でよいか。この前提条件でいえば、本社が A 工事業と B 工事業と C 工事業を有していれば認められたという話か。

(所管部局)

本社が A 工事業・B 工事業・C 工事業の許可を有とした場合、A 工事業と C 工事業に対して入札参加資格を受付することになる。営業所が B 工事業を有していない限りは、B 工事業についても入札参加資格上は要件として外している。

(委員)

B 工事業を本社・営業所の両方ともが有していないといけないということか。

(委員)

それはおかしくないか。

(所管部局)

これは建設業許可とは別で、県が契約する場合、相手はあくまでも一企業であり、営業所は窓口の一つに過ぎないと考えている。

(委員)

確認だが、本社が A 工事業と B 工事業を有しているというのは、本社にある営業所が許可を有しているということではないか。営業所とは実際に工事を行うところであり、どのような人材がいるかによって、それに見合った工種の許可がおりる。表現が適切かはわからないが、本社営業所など営業所単位で許可がおりているということではないか。実際の許可単位は法人だが、この営業所が関わるのであれば能力を有した人が適切に配置されているので当該工事が認められる。このような運用ではないか。

(所管部局)

その概念でいうと、本社という名の営業所と考えるのがよいと思う。

(委員)

そうすると、入札参加資格も本社が有するのではなく、全て営業所単位だと考えられる。本社が許可を有するから何かが変わるというわけではなく、本社も本社営業所の営業範囲でしかその工種の工事はできないはずで、本社が有する許可が全体に及ぶとかそのような話ではないと思う。

(所管部局)

許可についてはその認識で間違いない。

(委員)

そうすると、なぜ入札資格審査になると許可した範囲とは異なる考え方がとられているかがわからない。営業所と契約することはなく、本社ないし法人と契約はするけれども、その契約内容によって、どこの営業所が工事するかが決まるはず。したがって、本社営業所であろうが別の営業所であろうが、営業所が有する工種の許可にあった契約が交わされるかどうかだけが重要ではないか。

(委員)

先ほどの話は本社と営業所であわせて A 工事業と B 工事業と C 工事業を有していればいいという趣旨か。

(委員)

そうではなく、営業所ごとに工事できる人材がいるかどうかが問題となるはずなので、資格や能力を有する人材等がいればよく、営業所単位で考えているはず。このため、法人全体ですべての工事能力を保有していればいいというわけではないと考えられる。少し表現を変えて、建設業の許可制度が、営業所①が A 工事業と B 工事業の許可を有しており、別の場所にある営業所②が A 工事業と C 工事業の許可を有するような制度であるかの確認と、もしそうであれば、基本的に契約の際は必ず法人全体として契約するはずで、その契約の内容はどこの営業所に工事させるかによって決まってくるはずである。したがって、営業所①②③のどこでもいいが、適切な工事現場を所管する営業所が必要な工種の許可を有しているかが重要になると考えられる。だとすれば、本社がどのような許可を有しているかではなく、当該営業所が必要な建設業の許可工種を有しているかが重要ではないかと思う。

(所管部局)

そのご指摘については、今回登録されるのが、例えば営業所のみであれば、A 工事業と C 工事業の登録を営業所において行うことは可能であり、逆に本社のみが登録するというのであれば本社の全ての許可工種が登録可能になる。しかし、本社も営業所も両方登録したい場合は共通事項を求めるという運用になっている。

(委員)

確認だが本社が A 工事業と B 工事業を有しているということは、当該法人の全ての営業所が A 工事業と B 工事業を有するという意味ではないとの理解でよいか。

(所管部局)

先ほど説明したとおり、本社という名の営業所が A 工事業と B 工事業を有しており、別の営業所が A 工事業と C 工事業を有した状態なので、両方とも登録するのであれば、両方に共通する工種で登録をお願いしたいというのが兵庫県の考え方になる。

(委員)

そうであれば理解できる。逆に提案者の提案内容はどのような内容であったか。

(委員)

両方に入札参加資格が欲しいということで、本社だけ、営業所だけであれば入札ができるのに、本社と営業所のどちらも申請したいときにはできないという点を見直しほしいということだと思う。

(所管部局)

例えば営業所だけが有している工種でも入札に参加したいという提案なので、兵庫県としては、それは違うのではないかとということで、現行を維持したいと考える。

(委員)

これは本社と記載するから議論が混乱するのではないか。本社ではなく本社営業所であり、営業所単位で工事できる範囲が決まっており、たまたま同じ会社の別の営業所が有していたとしても、違う営業所が同じ工事をしていいはずがないので、そのことを示せば済む問題だと思う。資料も本社ではなく、(本社) 営業所なり営業所単位で考えるのだとわかるように示してもらえればと思う。

(委員)

複数の事業所での入札参加は、本社と営業所で入札し、確率を上げる目的なのか。

(所管部局)

少し特殊な例になるが、制限付一般競争入札においては、その発注する事務所が所管・存在する県民局や市町、もしくは土木事務所の管内に主たる営業所や従たる営業所があることを条件にエリア指定をしている。これは金額が小さいものに対して、あまり広く参加してもらうより、地域の企業に参加してもらうことを目的としている。その場合に、県内に本社・営業所と2つ事業所を設ければ、一部の入札に参加しやすくなるということを想定しているものと思われる。ただ、ほとんどの場合に従たる営業所を参加者として要件を認めることは少ないので、例としては少ないケースになり、多くの場合は主たる営業所、本社本店があるエリアでの入札になっている。

(委員)

この対応方針でよいように感じた。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

ただし、資料上の本社の記載が、全ての営業所にその許可が及ぶと解される可能性があるため、建設業の許可自体は(本社) 営業所に帰属していることがわかるよう示す必要がある。そのうえで、あくまで契約上は県と法人との関係になることから、本社営業所とその他の営業所が両方とも登録するのであれば、両方に共通する工種で登録が必要との方針は維持する。

⑩ 個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し

(委員)

既に時間が過ぎたがどうするか。意見があれば発言いただきたい。

(→意見なし)

(委員)

所得税の納税証明書が事業税の納税証明書の代わりになるのか疑問であり、事業税の納税証明書が出るのを待って提出すれば十分ではないかという気がしているが、次回に向けて追加で説明をお願いしたい。

※ 第2回会議へ審議を持ち越し